



部を改正する規則  
 熊本県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（昭和 42 年熊本県規則第 56 号）の一部を次のように改正する。  
 第 16 条第 1 項中第 4 号を削り、第 5 号を第 4 号とし、第 6 号から第 19 号までを 1 号ずつ繰り上げる。

別記第 19 号様式中

「	リハビリテーション									
	休養									を
	アフターケア									」
「	リハビリテーション									
	アフターケア									に改める。
										」

附 則  
 この規則は、公布の日から施行する。

熊本県内水面漁業調整規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
 平成 19 年 6 月 1 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

**熊本県規則第 39 号**

熊本県内水面漁業調整規則の一部を改正する規則  
 熊本県内水面漁業調整規則（平成 7 年熊本県規則第 29 号）の一部を次のように改正する。

第 34 条の表氷川の項中欄中「八代郡竜北町」を「八代郡氷川町」に改める。

第 36 条第 1 項第 1 号中「八代郡坂本村」を「八代市坂本町」に改める。

別表球磨川の部球磨川の項区域の欄中「八代郡坂本村大字古田」を「八代市坂本町古田」に改め、同表白川の部黒川の項区域の欄中「阿蘇郡阿蘇町大字赤水」を「阿蘇市赤水」に改める。

別表菊池川の部を次のように改める。

菊池川	迫間川	菊池市西迫間迫間橋上流端から下流へ 200 メートルまでの区域	1 月 1 日から 12 月 31 日まで
	菊池川	右岸菊池市重味字大塘 2255 番地に設置した標柱と左岸同市原字下角 2790 番地に設置した標柱とを結んだ線から下流同市重味大場ぜき上流端までの区域	
	菊池川	九州電力株式会社菊池川第 4 発電所取水えん堤上流端から上流へ 75 メートルまでの区域	
	菊池川	右岸菊池市七城町、左岸同町菰入ぜき上流端から上流へ 200 メートルまでの区域	
	菊池川	右岸山鹿市大道地区、左岸山鹿市鹿本町下分田分田橋上流端から下流右岸山鹿市方保田字本村 1683 番地に設置した標柱と左岸同市米田地区千田川吐合口右岸に設置した標柱とを結んだ線までの区域	
	菊池川	右岸山鹿市川辺地区岩野川（鍋田川）吐合口右岸に設置した標柱と左岸同市志々岐字牛草 2005 番地の 2 に設置した標柱とを結んだ線から下流へ 300 メートルまでの区域	
	合志川	鹿本郡植木町大字伊知坊伊知坊橋上流端から下流同町大字伊知坊山城ぜき上流端までの区域	
菊池川	右岸玉名市月田、左岸玉名郡和水町白石ぜき上流端から上流へ 120 メートル、同ぜき上流端から下流へ 100 メートルまでの区域	1 月 1 日から 5 月 31 日まで	

別表氷川の部を次のように改める。

氷川	氷川	右岸八代郡氷川町鹿野、左岸八代市鏡町上鏡浜牟田橋上流端から下流へ 400 メートルまでの区域	11 月 1 日から 11 月 30 日
----	----	--	-------------------------

			まで
	氷川	右岸八代市東陽町北字萩ノ戸 2370 番地の 31 に設置した標柱と左岸同町北字柿穴谷川吐合口左岸に設置した標柱とを結んだ線から下流右岸同町北字萩ノ戸 2374 番地に設置した標柱と左岸同町北字差野原 3591 番地に設置した標柱とを結んだ線までの区域	1 月 1 日から 8 月 31 日まで

附 則  
この規則は、公布の日から施行する。

**告 示**

**熊本県告示第 491 号**

平成 4 年 7 月 17 日熊本県告示第 513 号の一部を次のように改正し、告示の日以後の期間に係る年金たる補償及び同日以後に支給すべき事由が生じた休業補償について適用する。ただし、同日前の期間に係る補償及び同日前に支給すべき事由が生じた休業補償については、なお従前の例による。

平成 19 年 6 月 1 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

最低限度額	最高限度額		最低限度額	最高限度額
4,291 円	13,246 円		4,229 円	13,467 円
5,046 円	13,246 円		4,847 円	13,467 円
5,922 円	13,246 円		5,744 円	13,467 円
6,580 円	16,161 円		6,478 円	16,245 円
7,098 円	19,473 円		7,062 円	20,084 円
7,202 円	21,625 円	を	7,223 円	22,591 円
7,043 円	23,122 円		6,973 円	23,941 円
6,579 円	23,556 円		6,479 円	24,164 円
6,042 円	23,307 円		5,843 円	23,928 円
4,498 円	21,461 円		4,539 円	21,164 円
4,070 円	15,535 円		4,100 円	14,608 円
4,070 円	13,246 円		4,100 円	13,467 円

に改める。

**熊本県告示第 492 号**

熊本県中小企業高度化資金貸付要項の一部を改正する要項を次のように定める。

平成 19 年 6 月 1 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県中小企業高度化資金貸付要項の一部を改正する要項  
熊本県中小企業高度化資金貸付要項（平成 2 年熊本県告示第 816 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 利率（年）の欄中「0.95%」を「1.10%」に改める。

別表第 2 利率（年）の欄中「0.95%」を「1.10%」に改める。

別表第 4 中「右の対象となる事業のうち、中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律（平成 10 年法律第 92 号。以下「中心市街地活性化法」という。）第 17 条第 2 項に規定する認定特別事業計画に基づき実施する事業に係る貸付け」を「右の対象となる事業のうち、中心市街地の活性化に関する法律（平成 10 年法律第 92 号。以下「中心市街地活性化法」という。）第 7 条第 8 項に規定する特定商業施設等整備事業又は同条第 9 項に規定する特定事業に係る同法第 41 条第 1 項に規定する認定特定民間中心市街地活性化事業計画に基づき実施する事業に係る貸付け」に、「右の対象となる事業のうち、中心市街地活性化法第 21 条第 2 項に規定する認定中小小売商業高度化事業計画に基づき実施する事業に係る貸付け」を「右の対象となる事業のうち、中心市街地活性化法第 7 条第 7 項に規定する中小小売商業高度化事業に係る同法第 41 条第 1 項に規定する認定特定民間中心市街地活性化事業計画に基づき実施する事業に係る貸付け」に改める。

附 則

- この要項は、告示の日から施行し、平成 19 年 4 月 1 日から適用する。
- この要項の適用日前に改正前の熊本県中小企業高度化資金貸付要項に基づいて貸し付

けられた中小企業高度化資金については、なお従前の例による。

#### 熊本県告示第 493 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 53 条第 1 項の規定により指定介護予防サービス事業所を次のとおり指定した。

平成 19 年 6 月 1 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

#### 【介護予防通所介護】

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
デイサービスほほ笑み 熊本市戸島西五丁目 5 番 27 号	社会福祉法人山清福祉会	平成 19 年 6 月 1 日

#### 熊本県告示第 494 号

公有水面埋立法（大正 10 年法律第 57 号）第 22 条第 1 項の規定により、次のとおり公有水面埋立てに関する工事のしゅん功を認可した。

平成 19 年 6 月 1 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 しゅん功認可年月日  
平成 19 年 5 月 23 日
- 2 しゅん功認可を受けた者の住所及び氏名  
上天草市大矢野町上 1514 番地  
上天草市長 川端祐樹
- 3 埋立区域
  - (1) 位置  
上天草市大矢野町上字葉研迫 5252 の 4、5252 の 17、白地地先公有水面
  - (2) 区域  
次の 1 の地点から 10 の地点を順次直線で結んだ線、及び 10 の地点と 1 の地点を結ぶ平成 16 年の秋分の日における満潮位（TP+1.84 メートル）の公有水面と陸域との境界線により囲まれた区域  
1 の地点 基点三等三角点大山（北緯 32 度 36 分 42.2868 秒、東経 130 度 24 分 44.0049 秒）から 209 度 59 分 10 秒 2,029.120 メートルの地点  
2 の地点 1 の地点から 0 度 50 分 26 秒 63.337 メートルの地点  
3 の地点 2 の地点から 63 度 55 分 29 秒 108.111 メートルの地点  
4 の地点 3 の地点から 333 度 56 分 47 秒 0.200 メートルの地点  
5 の地点 4 の地点から 63 度 56 分 51 秒 1.300 メートルの地点  
6 の地点 5 の地点から 153 度 56 分 47 秒 0.200 メートルの地点  
7 の地点 6 の地点から 63 度 55 分 25 秒 87.607 メートルの地点  
8 の地点 7 の地点から 154 度 08 分 24 秒 22.755 メートルの地点  
9 の地点 8 の地点から 67 度 04 分 26 秒 21.751 メートルの地点  
10 の地点 9 の地点から 59 度 07 分 35 秒 5.780 メートルの地点
  - (3) 面積  
14,629.46 平方メートル
- 4 埋立地の用途  
護岸敷 公園緑地用地 駐車場用地
- 5 埋立免許年月日及び指令番号  
平成 8 年 4 月 15 日 熊本県指令河第 1 号
- 6 関係図書の閲覧  
上天草市において、しゅん功認可の告示の日から起算して 10 年間据え置くものとする。

#### 熊本県告示第 495 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 113 条の規定により、指定介護療養型医療施設の指定の辞退があった。

平成 19 年 6 月 1 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

施設の名称及び開設の場所	開設者の名称	指定を辞退する日
朝日野総合病院 熊本市室園町 12 番 10 号	医療法人朝日野会	平成 19 年 6 月 1 日
藤枝病院 荒尾市蔵満 1884 番地 1	医療法人平成会	平成 19 年 6 月 1 日

**熊本県告示第 496 号**

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 29 条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第 30 条の規定により告示する。

平成 19 年 6 月 1 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県阿蘇市西湯浦字北横石 1318 の 68、字松ノ尾 1452 の 2
- 2 指定の目的 水源のかん養
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐は、択伐による。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。  
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を熊本県庁及び熊本県阿蘇地域振興局並びに阿蘇市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**熊本県告示第 497 号**

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 29 条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第 30 条の規定により告示する。

平成 19 年 6 月 1 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県阿蘇市一の宮町北坂梨字八千場 882 の 2
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐は、択伐による。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。  
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を熊本県庁及び熊本県阿蘇地域振興局並びに阿蘇市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**熊本県告示第 498 号**

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 29 条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第 30 条の規定により告示する。

平成 19 年 6 月 1 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県阿蘇郡南小国町大字中原字芹原 4969 の 7 から 4969 の 19 まで
- 2 指定の目的 水源のかん養
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。  
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を熊本県庁及び熊本県阿蘇地域振興局並びに南小国町役場に備え置いて縦覧に供する。）

**熊本県告示第 499 号**

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 29 条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第 30 条の規定により告示する。

平成 19 年 6 月 1 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県阿蘇郡西原村大字河原字瓜生迫 1398 の 13
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
字瓜生迫 1398 の 13（次の図に示す部分に限る。）
    - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び熊本県阿蘇地域振興局並びに西原村役場に備え置いて縦覧に供する。)

#### 熊本県告示第 500 号

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 29 条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第 30 条の規定により告示する。

平成 19 年 6 月 1 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 保安林予定森林の所在場所 熊本県阿蘇郡西原村大字小森字仲鶴 708、710 の 1、710 の 3

2 指定の目的 土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を熊本県庁及び熊本県阿蘇地域振興局並びに西原村役場に備え置いて縦覧に供する。)

#### 熊本県告示第 501 号

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 29 条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第 30 条の規定により告示する。

平成 19 年 6 月 1 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 保安林予定森林の所在場所 熊本県球磨郡あさぎり町皆越字小野 1341 の 1

2 指定の目的 水源のかん養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字小野 1341 の 1（次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び熊本県球磨地域振興局並びにあさぎり町役場に備え置いて縦覧に供する。)

#### 熊本県告示第 502 号

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 29 条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第 30 条の規定により告示する。

平成 19 年 6 月 1 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 保安林予定森林の所在場所 熊本県球磨郡あさぎり町皆越字芋ノハエ 1243

2 指定の目的 水源のかん養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を熊本県庁及び熊本県球磨地域振興局並びにあさぎり町役場に備え置いて縦覧に供する。)

#### 熊本県告示第 503 号

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 29 条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第 30 条の規定により告示する。

平成 19 年 6 月 1 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県球磨郡あさぎり町皆越字小川内 193 の 1、193 の 4、  
字影平 198 の 1
- 2 指定の目的 水源のかん養
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。  
〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を熊本県庁及び熊本県球磨地域振興局並びにあさぎり町役場に備え置いて縦覧に供する。〕

**熊本県告示第 504 号**

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 29 条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第 30 条の規定により告示する。

平成 19 年 6 月 1 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県球磨郡水上村大字湯山字銚ノ尾 2454 の 2
- 2 指定の目的 水源のかん養
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。  
〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を熊本県庁及び熊本県球磨地域振興局並びに水上村役場に備え置いて縦覧に供する。〕

**熊本県告示第 505 号**

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 29 条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第 30 条の規定により告示する。

平成 19 年 6 月 1 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県球磨郡湯前町字猪鹿倉山 1392 の 1
- 2 指定の目的 水源のかん養
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。  
〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を熊本県庁及び熊本県球磨地域振興局並びに湯前町役場に備え置いて縦覧に供する。〕

**熊本県告示第 506 号**

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 29 条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第 30 条の規定により告示する。

平成 19 年 6 月 1 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県球磨郡五木村甲字上荒地 6235 の 1、字八重 6272 の 1
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
字上荒地 6235 の 1・字八重 6272 の 1（以上 2 筆について次の図に示す部分に限る。）
    - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
    - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び熊本県球磨地域振興局並びに五木村役場に備え置いて縦覧に供する。)

**熊本県告示第 507 号**

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 25 条の 2 第 1 項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成 19 年 6 月 1 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 保安林の所在場所 熊本県天草市天草町高浜北字上内野 2867 の 2
  - 2 指定の目的 土砂の崩壊の防備
  - 3 指定施業要件
    - (1) 立木の伐採の方法
      - ア 主伐は、択伐による。
      - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
      - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を熊本県庁及び熊本県天草地域振興局並びに天草市役所に備え置いて縦覧に供する。)

**熊本県告示第 508 号**

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 46 条第 1 項の規定により指定居宅介護支援事業所を次のとおり指定した。

平成 19 年 6 月 1 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
居宅支援事業所なごみ 天草市河浦町河浦 4896 番地	株式会社なごみ	平成 19 年 5 月 23 日

公 告

**熊本県公告第 495 号**

森林法施行令（昭和 26 年政令第 276 号）第 4 条の 2 第 3 項の規定により、平成 19 年度における保安林の皆伐による立木の伐採につき第 2 回分としての森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 34 条第 1 項の許可をすべき皆伐面積の限度を次のとおり公表する。

平成 19 年 6 月 1 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

(森林法第 34 条第 1 項の許可をすべき皆伐面積の限度)

森林計画区	同一の単位とされる保安林	皆伐面積の許容限度 (ヘクタール)
白川・菊池川地域森林計画区	菊池川水源かん養保安林	791.94
	菊池川土砂流出防備保安林	113.45
	菊池川保健保安林	15.64
	阿蘇地区水源かん養保安林	648.17
	阿蘇地区土砂流出防備保安林	34.86
	阿蘇地区保健保安林	11.34
	小国地区水源かん養保安林	103.42
	小国地区土砂流出防備保安林	15.84
	大野川水源かん養保安林	77.10
	大野川土砂流出防備保安林	13.78
	熊本市干害防備保安林	2.08
	植木町干害防備保安林	5.71
	山鹿市干害防備保安林	2.10
白川・菊池川地域森林計画区	五ヶ瀬川水源かん養保安林	48.59

及び緑川地域森林計画区	五ヶ瀬川土砂流出防備保安林	6.73
緑川地域森林計画区	緑川水源かん養保安林	826.48
	緑川土砂流出防備保安林	105.67
	宇城地区水源かん養保安林	226.67
	宇城地区土砂流出防備保安林	10.84
球磨川地域森林計画区	氷川五家荘地区水源かん養保安林	1,175.47
	氷川五家荘地区土砂流出防備保安林	26.70
	氷川五家荘地区保健保安林	2.72
	城南地区水源かん養保安林	440.74
	城南地区土砂流出防備保安林	89.71
	球磨地区水源かん養保安林	4,275.93
	球磨地区土砂流出防備保安林	505.76
	球磨地区落石防止保安林	0.28
	球磨地区防風保安林	0.80
	球磨地区保健保安林	41.48
天草地域森林計画区	天草地区水源かん養保安林	330.09
	天草地区土砂流出防備保安林	116.88
	天草地区保健保安林	31.49

**熊本県公告第 496 号**

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）に基づく開発行為に関する工事が完了したので、同法第 36 条第 3 項の規定により、次のとおり公告する。

平成 19 年 6 月 1 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積  
菊池郡大津町大字引水字古荘谷 853 番 1 の一部、同 853 番 2 の一部、同 853 番 3 の一部、同 853 番 4 の一部、同 855 番 1 の一部、同 855 番 2 の一部、同 855 番 3 の一部、同 884 番 2 の一部、同 884 番 3 の一部、同 885 番の一部、同 886 番の一部、同 887 番の一部、同 888 番 3 の一部及び里道の一部  
5,692.94 平方メートル
- 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
菊池郡大津町引水 856 番地 10  
大永不動産 代表 大津 正志

**熊本県公告第 497 号**

次のとおり一般競争入札に付する。

平成 19 年 6 月 1 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 競争入札に付する事項
  - 調達物品及び数量  
男性警察官用夏服上衣（半袖） 1831 着
  - 調達物品の規格及び品質等  
入札説明書及び仕様書のとおり
  - 納入期限  
平成 19 年 9 月 21 日（金）
  - 納入場所  
熊本県警察本部各課及び各警察署等
  - 電子入札に関する事項  
本件は、入札手続（入札書の提出から落札者の決定まで）を電子入札システムで行う電子入札対象案件である。ただし、電子入札により難しい場合は、熊本県電子入札（物品調達・業務委託契約等）運用基準（以下「運用基準」という。）の規定により、あらかじめ「紙入札参加承認願」を提出し県から承認を得た場合に限り、紙での入札手続（以下「紙入札方式」という。）によることができる。  
その他電子入札に関する事項は、運用基準による。
  - 入札方法  
ア 落札者決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 5 パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及

- び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載又は電子入札システムに登録すること。
- イ 入札説明書及び仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得（昭和39年熊本県告示第420号）の規定を準用する。
- ウ 入札書は、入札説明書に示す様式により作成すること。
- 2 入札に参加できる者
- 次に掲げる条件をすべて満たす者であること。
- (1) 物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成18年熊本県告示第521号。以下「審査要綱」という。）による審査のうえ、入札参加資格を有すると決定された者であること。  
なお、入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、3に掲げるところにより、審査要綱による審査を受け、入札参加資格を得ること。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、当該申立てに係る更生計画認可決定を受けていること。
- (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、当該申立てに係る再生計画認可決定を受けていること。
- (4) 6の(3)記載の入札の時点において、熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領（平成14年熊本県告示第811号）による指名停止期間中でないこと。
- (5) 納入しようとする物品に必要とする生地の供給を受けることが可能であると認められる書類を熊本県出納局管理調達課へ提出した者
- (6) 納入する物品又は類似する物品について、過去5年の間に生産又は販売実績を有すること。
- (7) 納入する物品の縫製設備が日本国内にあり、熊本県の求めにより検査に応じられること。
- 3 入札参加資格を得るための申請方法等
- (1) 申請の方法
- 2の(1)に掲げる入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、審査要綱に定める入札参加資格審査申請書に必要書類を添付し、3の(2)の場所へ持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。
- (2) 入札参加資格審査申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問い合わせ先  
熊本県出納局管理調達課資格審査班（県庁行政棟本館2階）  
郵便番号 862-8570 熊本市水前寺六丁目18番1号  
電話 096-333-2581（ダイヤルイン）
- (3) 入札参加資格審査申請書の受付期間  
平成19年6月1日（金）から平成19年6月11日（月）までの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時までとする。  
ただし、受付期間の終了後も入札の日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。
- (4) 資格審査結果の通知  
資格審査の結果は、資格審査結果通知書により通知する。
- (5) 入札参加資格の有効期間  
入札参加資格の有効期間は、資格審査結果通知書に記載する登録の日から平成20年9月30日（火）までとする。
- (6) 有効期間の更新手続  
前項の有効期間の更新を希望する者に対しては、審査要綱に基づく入札参加資格審査申請の受付を平成20年7月1日（火）から平成20年7月31日（木）まで行う。
- 4 競争入札参加資格確認申請書の提出
- 本競争入札に参加を希望する者は、2の(5)、(6)及び(7)に掲げる競争入札参加資格を有することを証明するため、次により競争入札参加資格確認申請書及び確認資料を提出し、競争入札参加資格の有無について確認を受けなければならない。
- なお、期限までに競争入札参加資格確認申請書及び確認資料を提出しない者並びに競争入札参加資格がないと認められた者は、本競争入札に参加することができない。
- (1) 提出期間  
平成19年6月1日（金）から平成19年6月15日（金）までの日（県の休日を除く。）の午前9時から午後4時30分までとする。
- (2) 提出場所  
5に記載のとおり
- (3) 提出方法  
5に記載する場所へ持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。  
また、電子入札により参加する者は、(4)の書類を提出する前に運用基準の定めるところにより、提出しようとする書類の目録を電子入札システムで提出すること。
- (4) 提出書類
- ア 競争入札参加資格確認申請書

- イ 2の(5)を証明する書類(原反出荷引受証明書等)
- ウ 2の(6)を証明する書類(契約書等の写し)
- エ 2の(7)を証明する書類(縫製引受証明書等)
- (5) 入札参加資格確認結果の通知  
入札参加資格確認の結果は、資格確認結果通知書により通知する。
- 5 契約条項を示す場所  
熊本県出納局管理調達課契約班(県庁行政棟本館2階)  
郵便番号 862-8570 熊本市水前寺六丁目18番1号  
電話 096-333-2580(ダイヤルイン)
- 6 入札手続等
  - (1) 入札に関する事務を担当する部局の名称  
5に記載のとおり
  - (2) 入札説明書及び仕様書の交付期間及び場所
    - ア 交付期間  
平成19年6月1日(金)から平成19年6月15日(金)までの日(県の休日を除く。)の午前8時30分から午後5時30分までとする。
    - イ 交付場所  
5に記載のとおり
  - (3) 入札及び開札の日時・場所
    - ア 電子入札システムによる入札  
4の(5)記載の入札参加資格確認結果の通知を受けた日時から、次の入札書受付締切日時までに電子入札システム(運用時間:午前9時~午後5時)により入札すること。  
入札書受付締切日時 平成19年6月21日(木)午後4時
    - イ 紙入札方式による入札  
日 時 平成19年6月22日(金)午後1時30分から  
場 所 熊本県熊本市水前寺六丁目18番1号  
熊本県出納局管理調達課分室(県庁行政棟本館2階)
    - ウ 開札の日時及び場所  
上記(イ)に同じ。
  - (4) 入札書の提出方法
    - ア 電子入札システムによる入札の場合  
電子入札システムにより入札する者は、6の(3)のアの日時までに電子入札システムにより提出すること。
    - イ 紙入札方式の場合  
6の(3)のイ記載の入札場所に持参するものとする。ただし、持参できないときは、5に記載の場所に平成19年6月21日(木)までに必着するよう郵送(書留郵便に限る。)すること。
- 7 その他
  - (1) 入札、契約手続等において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨とする。
  - (2) 無効の入札  
次のいずれかに該当する入札は、無効とする。
    - ア 入札に参加する資格を有しない者の行った入札
    - イ 委任状を提出しない代理人が行った入札
    - ウ 所定の入札保証金又は入札保証金に代わる担保を納付又は提供しない者が行った入札
    - エ 記名押印を欠く入札
    - オ 金額を訂正した入札
    - カ 誤字脱字等により意思表示が不明瞭である入札
    - キ くじ番号の記入のない入札
    - ク 明らかに連合によると認められる入札
    - ケ 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理を行った者の入札
    - コ 二以上の意思表示を行った入札
    - サ 民法(明治29年法律第89号)第95条に基づく錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札
    - シ その他入札方法等入札に関する条件に違反した入札
  - (3) 入札保証金  
免除する。
  - (4) 契約保証金  
契約しようとする者は、契約担当者が指定する日時までに、契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、契約保証金の納付が免除される。
    - ア 契約しようとする者が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該履行保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。
    - イ 契約しようとする者が、過去2年の間に国又は地方公共団体とこの入札に付する

- 事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書類を提出したとき（その者が、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。
- (5) 落札者の決定方法  
有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。
- (6) 最低制限価格  
設定しない。
- (7) 契約の締結  
ア 契約書作成の要否  
イ 契約の締結期限  
落札者決定の日から 14 日以内とする。  
ウ 落札者からの契約締結の申出期限  
落札者決定の日から 7 日以内とする。
- (8) その他詳細は、入札説明書による。

### 熊本県公告第 498 号

次のとおり一般競争入札に付する。

平成 19 年 6 月 1 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

#### 1 競争入札に付する事項

- (1) 調達物品及び数量  
男性警察官用夏服スボン 1886 着
- (2) 調達物品の規格及び品質等  
入札説明書及び仕様書のとおり
- (3) 納入期限  
平成 19 年 9 月 21 日（金）
- (4) 納入場所  
熊本県警察本部各課及び各警察署等
- (5) 電子入札に関する事項  
本件は、入札手続（入札書の提出から落札者の決定まで）を電子入札システムで行う電子入札対象案件である。ただし、電子入札により難しい場合は、熊本県電子入札（物品調達・業務委託契約等）運用基準（以下「運用基準」という。）の規定により、あらかじめ「紙入札参加承認願」を提出し県から承認を得た場合に限り、紙での入札手続（以下「紙入札方式」という。）によることができる。  
その他電子入札に関する事項は、運用基準による。
- (6) 入札方法  
ア 落札者決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 5 パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 105 分の 100 に相当する金額を入札書に記載又は電子入札システムに登録すること。  
イ 入札説明書及び仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得（昭和 39 年熊本県告示第 420 号）の規定を準用する。  
ウ 入札書は、入札説明書に示す様式により作成すること。

#### 2 入札に参加できる者

- 次に掲げる条件をすべて満たす者であること。
- (1) 物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成 18 年熊本県告示第 521 号。以下「審査要綱」という。）による審査のうえ、入札参加資格を有すると決定された者であること。  
なお、入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、3 に掲げるところにより、審査要綱による審査を受け、入札参加資格を得ること。
- (2) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、当該申立てに係る更生計画認可決定を受けていること。
- (3) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、当該申立てに係る再生計画認可決定を受けていること。
- (4) 6 の（3）記載の入札の時点において、熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領（平成 14 年熊本県告示第 811 号）による指名停止期間中でないこと。
- (5) 納入しようとする物品に必要な生地の供給を受けることが可能であると認められる書類を熊本県出納局管理調達課へ提出した者
- (6) 納入する物品又は類似する物品について、過去 5 年の間に生産又は販売実績を有すること。

- (7) 納入する物品の縫製設備が日本国内にあり、熊本県の求めにより検査に応じられること。
- 3 入札参加資格を得るための申請方法等
- (1) 申請の方法
- 2の(1)に掲げる入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、審査要綱に定める入札参加資格審査申請書に必要書類を添付し、3の(2)の場所へ持参又は郵送(書留郵便に限る。)により提出すること。
- (2) 入札参加資格審査申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問い合わせ先  
熊本県出納局管理調達課資格審査班(県庁行政棟本館2階)  
郵便番号 862-8570 熊本市水前寺六丁目18番1号  
電話 096-333-2581(ダイヤルイン)
- (3) 入札参加資格審査申請書の受付期間  
平成19年6月1日(金)から平成19年6月11日(月)までの日(県の休日を除く。)の午前8時30分から午後5時までとする。  
ただし、受付期間の終了後も入札の日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。
- (4) 資格審査結果の通知  
資格審査の結果は、資格審査結果通知書により通知する。
- (5) 入札参加資格の有効期間  
入札参加資格の有効期間は、資格審査結果通知書に記載する登録の日から平成20年9月30日(火)までとする。
- (6) 有効期間の更新手続  
前項の有効期間の更新を希望する者に対しては、審査要綱に基づく入札参加資格審査申請の受付を平成20年7月1日(火)から平成20年7月31日(木)まで行う。
- 4 競争入札参加資格確認申請書の提出  
本競争入札に参加を希望する者は、2の(5)、(6)及び(7)に掲げる競争参加資格を有することを証明するため、次により競争入札参加資格確認申請書及び確認資料を提出し、競争入札参加資格の有無について確認を受けなければならない。  
なお、期限までに競争入札参加資格確認申請書及び確認資料を提出しない者並びに競争入札参加資格がないと認められた者は、本競争入札に参加することができない。
- (1) 提出期間  
平成19年6月1日(金)から平成19年6月15日(金)までの日(県の休日を除く。)の午前9時から午後4時30分までとする。
- (2) 提出場所  
5に記載のとおり
- (3) 提出方法  
5に記載する場所へ持参又は郵送(書留郵便に限る。)により提出すること。  
また、電子入札により参加する者は、(4)の書類を提出する前に運用基準の定めるところにより、提出しようとする書類の目録を電子入札システムで提出すること。
- (4) 提出書類  
ア 競争入札参加資格確認申請書  
イ 2の(5)を証明する書類(原反出荷引受証明書等)  
ウ 2の(6)を証明する書類(契約書等の写し)  
エ 2の(7)を証明する書類(縫製引受証明書等)
- (5) 入札参加資格確認結果の通知  
入札参加資格確認の結果は、資格確認結果通知書により通知する。
- 5 契約条項を示す場所  
熊本県出納局管理調達課契約班(県庁行政棟本館2階)  
郵便番号 862-8570 熊本市水前寺六丁目18番1号  
電話 096-333-2580(ダイヤルイン)
- 6 入札手続等
- (1) 入札に関する事務を担当する部局の名称  
5に記載のとおり
- (2) 入札説明書及び仕様書の交付期間及び場所  
ア 交付期間  
平成19年6月1日(金)から平成19年6月15日(金)までの日(県の休日を除く。)の午前8時30分から午後5時30分までとする。  
イ 交付場所  
5に記載のとおり
- (3) 入札及び開札の日時・場所  
ア 電子入札システムによる入札  
4の(5)記載の入札参加資格確認結果の通知を受けた日時から、次の入札書受付締切日時までに電子入札システム(運用時間:午前9時~午後5時)により入札すること。  
入札書受付締切日時 平成19年6月21日(木)午後4時  
イ 紙入札方式による入札  
日 時 平成19年6月22日(金)午後2時30分から

- 場 所 熊本県熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号  
熊本県出納局管理調達課分室（県庁行政棟本館 2 階）
- ウ 開札の日時及び場所  
上記（イ）に同じ。
- (4) 入札書の提出方法
- ア 電子入札システムによる入札の場合  
電子入札システムにより入札する者は、6 の（3）のアの日時までに電子入札システムにより提出すること。
- イ 紙入札方式の場合  
6 の（3）のイ記載の入札場所に持参するものとする。ただし、持参できないときは、5 に記載の場所に平成 19 年 6 月 21 日（木）までに必着するよう郵送（書留郵便に限る。）すること。
- 7 その他
- (1) 入札、契約手続等において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 無効の入札  
次のいずれかに該当する入札は、無効とする。
- ア 入札に参加する資格を有しない者の行った入札
- イ 委任状を提出しない代理人が行った入札
- ウ 所定の入札保証金又は入札保証金に代わる担保を納付又は提供しない者が行った入札
- エ 記名押印を欠く入札
- オ 金額を訂正した入札
- カ 誤字脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- キ くじ番号の記入のない入札
- ク 明らかに連合によると認められる入札
- ケ 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は 2 人以上の代理を行った者の入札
- コ 二以上の意思表示を行った入札
- サ 民法（明治 29 年法律第 89 号）第 95 条に基づく錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札
- シ その他入札方法等入札に関する条件に違反した入札
- (3) 入札保証金  
免除する。
- (4) 契約保証金  
契約しようとする者は、契約担当者が指定する日時までに、契約金額の 100 分の 10 以上の金額を納付しなければならない。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、契約保証金の納付が免除される。
- ア 契約しようとする者が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該履行保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。
- イ 契約しようとする者が、過去 2 年の間に国又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書類を提出したとき（その者が、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。
- (5) 落札者の決定方法  
有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。
- (6) 最低制限価格  
設定しない。
- (7) 契約の締結
- ア 契約書作成の要否  
要
- イ 契約の締結期限  
落札者決定の日から 14 日以内とする。
- ウ 落札者からの契約締結の申出期限  
落札者決定の日から 7 日以内とする。
- (8) その他詳細は、入札説明書による。

## 登載依頼

## 熊本県選挙管理委員会公告第 2 号

参議院熊本県選出議員通常選挙における立候補手続等について、次のとおり説明会を行います。

平成 19 年 6 月 1 日

熊本県選挙管理委員会  
委員長 岩 尾 映 二

- 1 日 時 平成 19 年 6 月 15 日（金）午前 10 時から
- 2 場 所 熊本県庁行政棟新館 2 階多目的 AV 会議室
- 3 問い合わせ先  
熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号  
熊本県選挙管理委員会（熊本県総務部市町村総室選挙班）  
（電話 096-333-2104）

## 熊本県選挙管理委員会告示第 32 号

熊本県公職選挙執行規程の一部を改正する規程を次のとおり定める。

平成 19 年 6 月 1 日

熊本県選挙管理委員会  
委員長 岩 尾 映 二

熊本県公職選挙執行規程の一部を改正する規程  
熊本県公職選挙執行規程（平成 12 年選挙管理委員会告示第 15 号）の一部を次のように改正する。

目次中「第 6 章 不在者投票（第 30 条－第 35 条）」を「第 6 章 不在者投票（第 30 条－第 35 条）の 2）」に改める。

第 6 章の次に次の 1 章を加える。

## 第 6 章の 2 在外投票

（郵便等による在外投票の投票用紙等を発送する日）

第 35 条の 2 在外選挙執行規則（平成 11 年 1 月 26 日自治省令第 2 号）第 23 条第 3 号に規定する当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会が定める日は、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める日とする。

- （1）衆議院議員又は参議院議員の統一対象再選挙（法第 33 条の 2 第 2 項に規定する統一対象再選挙をいう。以下同じ。）又は補欠選挙が同項の規定により行われる場合  
9 月 16 日から翌年の 3 月 15 日までに当該選挙を行うべき事由が生じた場合は当該期間の直後の 3 月 16 日、3 月 16 日からその年の 9 月 15 日までに当該選挙を行うべき事由が生じた場合は当該期間の直後の 9 月 16 日
  - （2）衆議院議員又は参議院議員の統一対象再選挙又は補欠選挙が法第 33 条の 2 第 3 項又は第 4 項の規定により行われる場合 当該選挙を行うべき事由が生じた旨を県委員会が告示した日又は参議院議員の任期満了の日前 60 日に当たる日のいずれか遅い日
  - （3）衆議院議員若しくは参議院議員の再選挙が法第 33 条の 2 第 1 項の規定により行われる場合又は衆議院議員若しくは参議院議員の統一対象再選挙若しくは補欠選挙が同条第 5 項の規定により行われる場合 当該選挙を行うべき事由が生じた旨を県委員会が告示した日
- 2 法第 33 条の 2 第 7 項の規定の適用がある場合において、前項の規定の適用については、同項第 1 号中「当該選挙を行うべき事由」とあるのは「同条第 7 項の規定により読み替えて適用される同条第 2 項に規定する遅い方の事由」と、同項第 2 号中「当該選挙を行うべき事由」とあるのは「同条第 7 項の規定により読み替えて適用される同条第 3 項又は第 4 項に規定する遅い方の事由」と、同項第 3 号中「当該選挙を行うべき事由」とあるのは「同条第 7 項の規定により読み替えて適用される同条第 1 項又は第 5 項に規定する遅い方の事由」とする。

附 則

この規程は、告示の日から施行する。

## 平成 19 年度宅地建物取引主任者資格試験の実施について

宅地建物取引業法（昭和 27 年法律第 176 号）第 16 条の 2 第 1 項の規定による熊本県知事の委任に係る平成 19 年度宅地建物取引主任者資格試験を次のとおり実施する。

平成 19 年 6 月 1 日

財団法人不動産適正取引推進機構 理事長 三 澤 眞

- 1 試験の日時 平成 19 年 10 月 21 日（日）午後 1 時から午後 3 時まで  
ただし、宅地建物取引業法第 16 条第 3 項の規定により、国土交通大臣の登録を受けた者が行う講習を受講し修了試験に合格した者で、試験の一部免除を受けようとする者（宅地建物取引業法施行規則第 10 条の 5 第 6 号にいう登録講習修了者。以下「登録講習

- 修了者」という。)については、午後 1 時 10 分から午後 3 時まで
- 2 試験の場所 受験申込み受付の際、指定する。
- 3 試験の内容
- (1) 内容 おおむね次の事項について行う。
- ア 土地の形質、地積、地目及び種別並びに建物の形質、構造及び種別に関すること。
- イ 土地及び建物についての権利及び権利の変動に関する法令に関すること。
- ウ 土地及び建物についての法令上の制限に関すること。
- エ 宅地及び建物についての税に関する法令に関すること。
- オ 宅地及び建物の需給に関する法令及び実務に関すること。
- カ 宅地及び建物の価格の評定に関すること。
- キ 宅地建物取引業法及び同法の関係法令に関すること。
- ただし、登録講習修了者については、上記アとオに掲げる事項に関する問題を免除する。
- (2) 出題法令  
平成 19 年 4 月 1 日現在施行されている法令による。
- 4 試験の方法及び出題数
- (1) 方法 四肢択一式の筆記試験による。
- (2) 出題数 50 問  
ただし、登録講習修了者については、45 問とする。
- 5 受験資格 年齢、性別、学歴等に関係なく、だれでも受験することができる。
- 6 受験申込み
- (1) インターネットによる申込み
- ア 試験案内の掲載
- (ア) 掲載期間  
平成 19 年 7 月 2 日 (月) から平成 19 年 7 月 17 日 (火) まで
- (イ) 掲載場所  
財団法人不動産適正取引推進機構のホームページ (<http://www.retio.or.jp>)
- イ 申込期間  
平成 19 年 7 月 2 日 (月) 午前 9 時 30 分から平成 19 年 7 月 17 日 (火) 午後 9 時 59 分まで
- ウ 申込方法
- (ア) 財団法人不動産適正取引推進機構のホームページ (<http://www.retio.or.jp>) にアクセスし、受験申込画面において必要な事項 (登録講習修了者については、登録講習終了者証明書 (修了試験合格年月日が試験実施日前 3 年以内のもの) に記載されている登録講習機関の登録番号及び修了番号を含む。) を入力する。
- (イ) 写真ファイル (平成 19 年 4 月 1 日以降に撮影した上半身、無帽、正面向き、無背景のもので JPEG 形式のもの) を添付する。
- エ 受験手数料  
7,000 円  
財団法人不動産適正取引推進機構が指定したクレジットカードにより又はコンビニエンスストアより納入する (事務手数料は、本人負担)。
- (2) 郵送による申込み
- ア 試験案内及び受験申込書の配布
- (ア) 配布期間  
平成 19 年 7 月 2 日 (月) から平成 19 年 7 月 31 日 (火) まで。ただし、土曜日、日曜日及び休日は除く。
- (イ) 配布場所  
社団法人熊本県宅地建物取引業協会  
熊本県土木部建築課及び各地域振興局
- イ 申込期間  
平成 19 年 7 月 2 日 (月) から平成 19 年 7 月 31 日 (火) までの消印のあるものに限って受け付ける。
- ウ 提出書類
- (ア) 受験申込書 (受験手数料納入済を証する郵便振替払込受付証明書又は銀行振込払込受付証明書をはったもの)
- (イ) 写真一葉 (平成 19 年 4 月 1 日以降に撮影した上半身、無帽、正面向き、無背景で縦 4.5 センチメートル、横 3.5 センチメートル、ただし、顔の寸法は、頭頂からあごまでが 3.2 センチメートル以上 3.6 センチメートル以下の大きさのもの)
- (ウ) 登録講習修了者については、前記 (ア) と (イ) に加えて登録講習修了者証明書 (修了試験合格年月日が試験実施日前 3 年以内のもの)
- エ 受験手数料  
7,000 円  
受験申込み前に、所定の郵便振替用紙又は銀行振込用紙により、郵便局又は財団法人不動産適正取引推進機構が指定する銀行預金口座に払い込む (払込手数料は、本人負担)。
- オ 郵送先及び郵送方法  
社団法人熊本県宅地建物取引業協会 (熊本市水前寺六丁目 1 番 31 号 熊本県不動産会館) あて配達記録郵便で申し込むこと。

- 7 合格発表  
 (1) 発表の期日  
 平成 19 年 12 月 5 日 (水)  
 (2) 発表の方法  
 社団法人熊本県宅地建物取引業協会並びに熊本県土木部建築課及び各地域振興局に合格者一覧表を掲示するとともに、本人への合格証書の送付により行う。
- 8 試験に関する問い合わせ先  
 社団法人熊本県宅地建物取引業協会(熊本市水前寺六丁目 1 番 31 号 熊本県不動産会館)  
 (電話 096-213-1355)

### 熊本県公安委員会規則第 8 号

熊本県留置施設視察委員会に関する規則を次のように定める。

平成 19 年 6 月 1 日

熊本県公安委員会委員長 武藤 徳子

熊本県留置施設視察委員会に関する規則

(趣旨)

- 第 1 条 この規則は、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律(平成 17 年法律第 50 号。以下「法」という。)第 22 条第 1 項及び熊本県留置施設視察委員会条例(平成 19 年熊本県条例第 36 号)第 6 条の規定に基づき、熊本県留置施設視察委員会(以下「委員会」という。)に対する情報の提供その他委員会に関し必要な事項を定めるものとする。(委員会に対する情報の提供)
- 第 2 条 警察署長は、毎年、委員の任命(補欠の委員の任命を除く。)後最初の委員会の会議において、留置施設に関する次に掲げる事項について、留置施設の運営の状況を把握するのに必要な情報を記載した書面を提出するものとする。
- (1) 施設の概要
  - (2) 収容基準人員及び被留置者数の推移
  - (3) 施設の管理の体制
  - (4) 参観の可否の状況
  - (5) 被留置者に対する物品の貸与及び支給並びに被留置者による自弁の物品の使用又は撰取の状況
  - (6) 被留置者に対して講じた保健衛生上及び医療上の措置の状況
  - (7) 法第 190 条第 1 項又は第 208 条第 1 項の規定による自弁の嗜好品等の停止措置の実施状況
  - (8) 戒具及び保護室の使用状況
  - (9) 被留置者による面会の制限又は信書の発受の禁止、差止め若しくは制限の事例
  - (10) 審査の申請、再審査の申請、法第 231 条第 1 項又は第 232 条第 1 項の規定による申告、苦情の申出の状況及びそれらの処理の結果
- 2 警察署長は、次に掲げる場合には、委員会の会議において、その状況を把握するのに必要な情報を記載した書面を提出するものとする。
- (1) 留置施設の運営の状況に相当程度の変更があった場合
  - (2) 委員会から留置施設の運営の状況について説明を求められた場合
  - (3) 委員会の意見を受けて措置を講じた場合
- (会議)
- 第 3 条 委員会の会議は、委員長が招集する。
- 2 熊本県警察本部警務課長は、必要があると認めるときは、委員長に対して委員会の会議の招集を求めることができる。
- 3 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 4 委員会の議事は、委員で会議に出席した者の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- (会議録)
- 第 4 条 会議の開催日時、出席者及び会議の概要は会議録に記載するものとする。
- 2 会議録は、熊本県警察本部警務課において調製し、保存する。
- 附 則
- この規則は、熊本県留置施設視察委員会条例の施行の日(平成 19 年 6 月 1 日)から施行する。

### 熊本県公安委員会規則第 9 号

熊本県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成 19 年 6 月 1 日

熊本県公安委員会委員長 武藤 徳子

熊本県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則

熊本県警察の組織に関する規則(平成 6 年熊本県公安委員会規則第 9 号)の一部を次のように改正する。

第 4 条第 12 号中「留置場」を「留置施設」に改める。

第 11 条中第 12 号を第 13 号とし、第 7 号から第 11 号までを 1 号ずつ繰り下げ、第 6 号

の次に次の 1 号を加える。

(7) 探偵業に係る届出の受理、行政処分及び取締りに関すること。

第 14 条中第 11 号を第 13 号とし、第 8 号から第 10 号までを 2 号ずつ繰り下げ、第 7 号の次に次の 2 号を加える。

(8) 化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律（平成 7 年法律第 65 号）に定める特定物質に係る運搬届出の受理、行政処分及び取締りに関すること。

(9) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）に定める特定病原体等に係る運搬届出の受理、行政処分及び取締りに関すること。

第 18 条第 3 号を次のように改める。

(3) 犯罪による収益の移転防止に関すること。

第 38 条第 3 項中「留置場」を「留置施設」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

### 熊本県公安委員会規則第 10 号

熊本県道路交通規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成 19 年 6 月 1 日

熊本県公安委員会委員長 武藤 徳子

熊本県道路交通規則の一部を改正する規則

熊本県道路交通規則（昭和 47 年熊本県公安委員会規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 11 条第 8 号中「大型自動車」の次に「、中型自動車」を加える。

第 13 条第 2 号中「けん引する」を「牽引する」に、「けん引される」を「牽引される」に改め、同条第 3 号ア中「けん引する」を「牽引する」に「けん引される」を「牽引される」に改める。

第 16 条の見出し中「けん引制限」を「牽引制限」に改め、同条中「けん引できる」を「牽引できる」に、「けん引する」を「牽引する」に、「けん引される」を「牽引される」に改める。

第 24 条第 3 項中「第 29 条第 2 項」を「第 29 条第 3 項」に改める。

第 26 条の 2 中「、第 3 号又は第 5 号」を「又は第 4 号」に改める。

第 28 条中「第 18 条の 4」を「第 18 条の 5」に改める。

第 37 条中「けん引自動車」を「牽引自動車」に、「けん引する」を「牽引する」に、「第 34 条第 2 項第 2 号」を「第 34 条第 3 項第 2 号」に、「第 3 項第 2 号」を「第 4 項第 2 号」に改める。

第 41 条第 3 項中「第 8 号の 2」を「第 8 号」に改める。

第 42 条第 1 項第 7 号中「で、普通免許、大型二輪免許及び普通二輪免許に係るもの」を削り、同項第 8 号中「第 7 号に掲げる講習で、大型第二種免許及び普通第二種免許に係るもの」を「第 8 号に掲げる講習」に改め、同項中第 9 号から第 11 号までを削り、第 12 号を第 9 号とし、第 13 号から第 16 号までを 3 号ずつ繰り上げ、同条第 3 項中「第 1 項第 4 号から第 8 号まで、第 10 号及び第 11 号」を「第 1 項第 4 号、第 5 号、第 7 号及び第 8 号」に改める。

別表第 2 を次のように改める。

基 準	要 件
自動車教習所	法第 98 条第 2 項に基づく届出をしていること。
管理者	令第 35 条第 1 項に規定する指定教習所の管理者と同一の要件を備えた管理者（当該施設の運営を直接管理する地位にある者をいう。）が置かれていること。
教習指導員	次に掲げる要件を備えた教習指導員が置かれていること。 1 24 歳以上の者であること。 2 その者が従事する技能教習に用いられる自動車に係る教習指導員資格者証及び第二種免許を現に受けている者で、第二種免許を受けた後における自動車（大型自動二輪車、普通自動二輪車及び小型特殊自動車を除く。）の運転の経験が 3 年以上の者であること。 3 法第 99 条の 3 第 4 項第 2 号ロ及びハのいずれにも該当しない者であること。
技能教習施設	次に掲げる要件を備えた技能教習のための施設を有すること。 1 コース敷地の面積が 8,000 平方メートル以上のものであること。 2 コースの種類、形状及び構造が規則別表第 3 に適合するものであること。
技能教習用自動車	次に掲げる要件を備えた技能教習を行うため必要な種類の自動車を備えてい

ること。

1 教習指導員が応急の措置を講ずることができる装置を備えているものであること。

2 技能教習用自動車の大きさは、次表の基準に適合するものであること。

自動車の種類	車体の大きさ等				備 考
	長 さ	幅	最遠軸距	輪 距	
乗車定員 30 人以上のバス型の大型自動車	10.00メートル以上	2.40メートル以上	5.15メートル以上		
乗車定員 11 人以上 29 人以下のバス型の中型自動車	8.20メートル以上	2.25メートル以上	4.20メートル以上		
乗車定員 5 人以上の普通自動車	4.40メートル以上	1.69メートル以上	2.50メートル以上	1.30メートル以上	
車両総重量 5,000 キログラム以上の車輪を有する大型特殊自動車					20 キロメートル毎時を超える速度を出すことができる構造のもの
車両総重量 5,000 キログラム以上のカタピラを有する大型特殊自動車					
けん引されるための構造及び装置を有する車両（以下「被けん引車」という。）をけん引するために使用される普通自動車で、専ら被けん引車（最大積載量 5,000 キログラム以上のものに限る。）をけん引しているもの					被けん引車をけん引する自動車は、四輪のものであること。

教習用施設

技能教習及び学科教習を行うために必要な建物その他の設備を備えていること。

教習計画等

技能教習及び学科教習の時間、方法は、次に掲げる基準に適合するものであること。

1 あらかじめ教習計画を作成し、これに基づいて教習を行うこと。

2 大型自動車、中型自動車、普通自動車の教習にあっては 1 年以内に、その

他の自動車教習にあつては 3 月以内に教習を修了すること。

3 技能教習

- (1) 要件を備えた教習指導員が教習を受ける者の運転する自動車に同乗して教習を行うこと。
- (2) 教習を受ける者 1 人に対する教習時限は、1 日 3 時限以下とすること。
- (3) 各段階別の最後の教習時限に教習効果の確認を行い、その成績が良好な者についてのみ次の段階の教習を行うこと。ただし、第 3 段階の教習効果の確認を行うときは、第 3 段階及びそれ以前の段階の教習について行うこととし、その成績が良好な者についてのみ教習を修了すること。
- (4) 同時に使用する自動車 1 台当たりのコース面積が 200 平方メートル以下とならないようにして教習を行うこと。

4 学科教習

- (1) 要件を備えた教習指導員が教習を行うこと。
- (2) 教本、視聴覚教材、模型等教習に必要な教材を使用すること。
- (3) 必要な教習項目については、実習を行うこと。
- (4) 教習の最後に教習効果の確認を行い、その成績が良好な者についてのみ教習を修了すること。

5 教習計画

(1) 技能教習時限表

受けようとする第二種免許の自動車	教習区分 現に有する免許	教習時限			
		第 1 段階	第 2 段階	第 3 段階	計
大型自動車	大型免許	4	8 (4)	12 (8)	24 (12)
	中型免許	6	10 (6)	16 (10)	32 (16)
	8 t 限定免許	7	12 (7)	19 (12)	38 (19)
	オートマチック車 8 t 限定免許	8	13 (8)	21 (14)	42 (22)
	普通免許	7	15 (9)	22 (13)	44 (22)
	オートマチック車限定免許	8	16 (10)	24 (15)	48 (25)
	大特(無限定)免許	11	22 (15)	33 (18)	66 (33)
	大特(カタピラ)免許	12	26 (17)	38 (21)	76 (38)
中型自動車	大型免許	4	7 (4)	11 (7)	22 (11)
	中型免許	4	7 (4)	11 (7)	22 (11)
	8 t 限定免許	5	10 (6)	15 (9)	30 (15)
	オートマチック車 8 t 限定免許	6	11 (7)	17 (11)	34 (18)
	普通免許	6	12 (7)	18 (11)	36 (18)
	オートマチック車限定免許	7	13 (8)	20 (13)	40 (21)
	大特(無限定)免許	10	20 (12)	30 (18)	60 (30)
大特(カタピラ)免許	12	24 (16)	36 (20)	72 (36)	
普通自動車	大型免許	4	8 (4)	12 (8)	24 (12)

	中 型 免 許	4	8 (4)	12 (8)	24 (12)
	8 t 限定免許	4	8 (4)	12 (8)	24 (12)
	オートマチック車 8 t 限定免許	5	9 (5)	14 (10)	28 (15)
	普 通 免 許	5	9 (5)	14 (9)	28 (14)
	オートマチック車限定免許	6	10 (6)	16 (11)	32 (17)
	大特 (無限定) 免許	10	19 (12)	29 (17)	58 (29)
	大特 (カタピラ) 免許	11	23 (15)	34 (19)	68 (34)
オートマチック車	大 型 免 許	4	8 (4)	12 (8)	24 (12)
	中 型 免 許	4	8 (4)	12 (8)	24 (12)
	8 t 限定免許	4	8 (4)	12 (8)	24 (12)
	オートマチック車 8 t 限定免許	5	9 (5)	14 (10)	28 (15)
	普 通 免 許	5	9 (5)	14 (9)	28 (14)
	オートマチック車限定免許	6	10 (6)	16 (11)	32 (17)
	大特 (無限定) 免許	9	18 (4)	27 (16)	54 (27)
	大特 (カタピラ) 免許	11	21 (12)	32 (20)	64 (32)
大型特殊自動車 (無限定)	大 型 免 許	3	6	9	18
	中 型 免 許 (8 t 限定免許・オートマチック車 8t 限定免許を含む。)	3	6	9	18
	普 通 免 許 (オートマチック車限定免許を含む。)	3	6	9	18
	大特 (無限定) 免許	2	4	6	12
	大特 (カタピラ) 免許	3	6	9	18
大型特殊自動車 (カタピラ)	大 型 免 許	3	5	8	16
	中 型 免 許 (8t 限定免許・オートマチック車 8t 限定免許を含む。)	3	5	8	16
	普 通 免 許 (オートマチック車限定免許を含む。)	3	5	8	16

	大特（無限定） 免許	2	3	5	10
	大特（カタピ ラ）免許	2	3	5	10
けん 引自動車	対応する免許	2	4	6	12

備考 1 1 教習時限の時間は、50 分とする。

2 ( ) 内は内数で、路上教習の時限数を示す。

(2) 学科教習時限表

教 習 科 目	時 限
1 信号に従うこと。	合 計 24 時限
2 標識・標示等に従うこと。	
3 車の通行するところ、車の通行してはいけないと ころ	
4 路線バス等の優先	
5 交差点等の通行、踏切	
6 安全な速度と車間距離	
7 歩行者の保護等	
8 安全の確認と合図、警音器の使用	
9 進路変更等	
10 追越し	
11 行き違い	
12 駐車と停車	
13 乗車と積載	
14 交通事故のとき	
15 旅客自動車に係る法令の知識	
16 適性検査結果に基づく行動分析	
17 安全運転と人間の能力	
18 車に働く自然の力と運転	
19 悪条件下での運転 1	
20 悪条件下での運転 2	
21 経路の設計	
22 高速道路での運転	
23 特徴的な事故と事故の悲惨さ	
24 自動車の機構と保守管理	

備考 1 1 教習時限の時間は、50 分とする。

2 24 科目中、「16 適性検査結果に基づく行動分析」については 2 時限行うこと。

大型自動車又は中  
型自動車による教  
習

- 1 大型自動車による教習を実施する場合  
路上教習開始前に大型自動車（バス型、乗車定員 30 人以上、長さ 10.00  
メートル以上、幅 2.40 メートル以上、最遠軸距 5.15 メートル以上）を使用  
した大型仮免許の試験を受けさせること。
- 2 中型自動車による教習を実施する場合  
路上教習開始前に中型自動車（バス型、乗車定員 11 人以上 29 人以下、長  
さ 8.20 メートル以上、幅 2.25 メートル以上、最遠軸距 4.20 メートル以上）  
を使用した中型仮免許の試験を受けさせること。

修了証明書

教習計画に基づき、所定の期間内に技能教習及び学科教習を終了した者に限  
り別記の修了証明書を発行すること。

別記様式第 9 号及び別記様式第 10 号中

大 型	普 通	を	大 型	中 型	普 通	に、

大 型	普 通	を	大 型	中 型	普 通	に、
( )			( )			

大 型		普 通		を	大 型		中 型		普 通		に改める。
1 種	2 種	1 種	2 種		1 種	2 種	1 種	2 種	1 種	2 種	

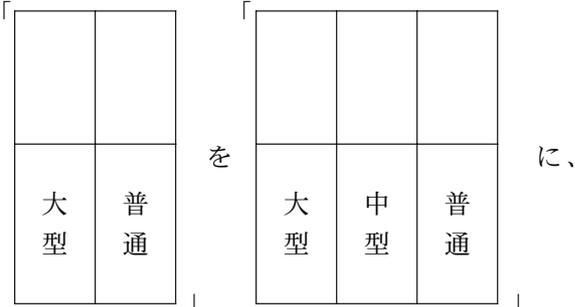
別記様式第 20 号を次のように改める。  
別記様式第 20 号（第 25 条関係）



別記様式第 21 号の 3 備考中「大型旅客車講習、普通旅客車講習、普通車講習、大型二輪車講習、普通二輪車講習」を「大型車講習、中型車講習、普通車講習、大型二輪車講習、普通二輪車講習、大型旅客車講習、中型旅客車講習、普通旅客車」に改める。  
 別記様式第 37 号を次のように改める。  
 別記様式第 37 号（第 42 条関係）

取消処分者講習受講申込書																																											
熊本県公安委員会 殿												年 月 日																															
本 籍 住 所 氏 名 生年月日 年 月 日生												<div style="border: 1px dashed black; width: 80px; height: 80px; margin: 0 auto;">写 真</div>																															
TEL ( ) -												携帯 TEL ( ) -																															
道路交通法第 108 条の 2 第 1 項第 2 号に掲げる講習を申し込みます。																																											
欠格期間満了の日		年 月 日																																									
取消時に取得していた免許の種類		第	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <td style="width: 5%;">大</td> <td style="width: 5%;">中</td> <td style="width: 5%;">普</td> <td style="width: 5%;">大</td> <td style="width: 5%;">大</td> <td style="width: 5%;">普</td> <td style="width: 5%;">小</td> <td style="width: 5%;">原</td> <td style="width: 5%;">牽</td> <td style="width: 5%;">二</td> <td style="width: 5%;">大</td> <td style="width: 5%;">中</td> <td style="width: 5%;">普</td> <td style="width: 5%;">牽</td> <td style="width: 5%;">大</td> </tr> <tr> <td>型</td> <td>型</td> <td>通</td> <td>特</td> <td>自二</td> <td>自二</td> <td>特</td> <td>付</td> <td>引</td> <td>種</td> <td>型</td> <td>型</td> <td>通</td> <td>引二</td> <td>特</td> </tr> </table>											大	中	普	大	大	普	小	原	牽	二	大	中	普	牽	大	型	型	通	特	自二	自二	特	付	引	種	型	型	通	引二	特
大	中	普	大	大	普	小	原	牽	二	大	中	普	牽	大																													
型	型	通	特	自二	自二	特	付	引	種	型	型	通	引二	特																													
交付公安委員会		公安委員会							希望する講習の車種				<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <td style="width: 5%;">普</td> <td style="width: 5%;">大</td> <td style="width: 5%;">普</td> <td style="width: 5%;">原</td> </tr> <tr> <td>通</td> <td>自二</td> <td>自二</td> <td>付</td> </tr> </table>		普	大	普	原	通	自二	自二	付																					
普	大	普	原																																								
通	自二	自二	付																																								
講習日		年 月 日 ( ) ~ 月 日 ( )																																									
講習場所		熊本県運転免許センター（菊池郡菊陽町辛川 2655 番地）																																									
手数料																																											
注 意		※ 該当する項目を○で囲むとともに、2 については必要事項を記入してください。 1 取消、拒否処分等を受けた後、無免許運転は全くしていません。 2 年 月 日ごろ、無免許運転をしました。																																									

別記様式第 38 号中「免許の種類」を「免許種類」に、



けん引	大二	普二

けん引	大二	中二	普二

に、「けん引二」を「けん引二」に改める。

別記様式第 39 号を次のように改める。  
別記様式第 39 号（第 42 条関係）

〔
 大型車  
 中型車  
 普通車
 〕
 講習受講申込書

年 月 日

熊本県公安委員会 殿

住所  
氏名

年 月 日生

道路交通法第 108 条の 2 第 1 項第 4 号に掲げる講習を申し込みます。

現に受けている免許	公安委員会名	公安委員会												
	交付年月日	年 月 日 -												
	免許番号	第												
	免許種類													
手数料														

備考 申し込もうとする講習の種別（大型車・中型車・普通車）に○を付けること。

別記様式第 40 号を次のように改める。  
別記様式第 40 号（第 42 条関係）

〔
 大型二輪車  
 普通二輪車
 〕
 講習受講申込書

年 月 日

熊本県公安委員会 殿

住所  
氏名

年 月 日生

道路交通法第 108 条の 2 第 1 項第 5 号に掲げる講習を申し込みます。

現に受 けてい る免許	公安委員会名	公安委員会											
	交付年月日	年 月 日 -											
	免許番号	第											
	免許種類												
手数料													
備考 申し込もうとする講習の種別（大型二輪車・普通二輪車）に○を付けること。													

別記様式第 41 号を次のように改める。  
別記様式第 41 号（第 42 条関係）

原付講習受講申込書

年 月 日

熊本県公安委員会 殿

住所  
氏名

年 月 日生

道路交通法第 108 条の 2 第 1 項第 6 号に掲げる講習を申し込みます。

現に受 けてい る免許	公安委員会名	公安委員会											
	交付年月日	年 月 日 -											
	免許番号	第											
	免許種類	小型特殊自動車											
手数料													
備考 運転免許証又は本籍の記載のある住民票の写しを添えて提出すること。													

別記様式第 42 号を次のように改める。  
別記様式第 42 号（第 42 条関係）

大型旅客車  
 中型旅客車  
 普通旅客車
 
 講習受講申込書

年 月 日

熊本県公安委員会 殿

住所  
氏名

年 月 日生

道路交通法第 108 条の 2 第 1 項第 7 号に掲げる講習を申し込みます。

現に受 けてい	公安委員会名	公安委員会											
	交付年月日	年 月 日 -											



	免 許 種 類	普 通	大 自 二	普 自 二	原 付
通 知 手数料					

別記様式第 49 号を次のように改める。  
別記様式第 49 号（第 42 条関係）

更新時講習  
特定失効者講習 受講申込書

年 月 日

熊本県公安委員会 殿

住所  
氏名  
年 月 日生  
性別 男・女

道路交通法第 108 条の 2 第 1 項第 11 号に掲げる講習を申し込みます。

現に受 けてい る免許	公安委員会名	公安委員会													
	交付年月日	年 月 日 -													
	免許番号	第													
	免許種類	大 型	中 型	普 通	大 特	大 自 二	普 自 二	小 特	原 付	牽引	大 二	中 二	普 二	大 特 二	牽引

手数料

備考 1 申し込もうとする講習の種別（更新時講習・特定失効者講習）に○を付けること。  
2 性別は、該当するものを○で囲むこと。

別記様式第 50 号を次のように改める。  
別記様式第 50 号（第 42 条関係）

高齢者講習  
特定失効者講習 受講申込書

年 月 日

熊本県公安委員会 殿

住所  
氏名  
年 月 日生  
性別 男・女

道路交通法第 108 条の 2 第 1 項第 12 号に掲げる講習を申し込みます。

現に受 けてい る免許	公安委員会名	公安委員会													
	交付年月日	年 月 日 -													
	免許番号	第													

免許種類	大 型	中 型	普 通	大 特	大 自 二	普 自 二	小 特	原 付	牽 <sup>引</sup>	大 二	中 二	普 二	大 特 二	牽 <sup>引</sup> 二
------	--------	--------	--------	--------	-------------	-------------	--------	--------	----------------	--------	--------	--------	-------------	---------------------

手数料

備考 1 申し込もうとする講習の種別（高齢者講習・特定失効者講習）に○を付けること。  
2 性別は、該当するものを○で囲むこと。

別記様式第 51 号を次のように改める。  
別記様式第 51 号（第 42 条関係）

違反者講習受講申込書

年 月 日

熊本県公安委員会 殿

住所  
氏名  
年 月 日生  
性別 男・女

道路交通法第 108 条の 2 第 1 項第 13 号に規定する講習を申し込みます。

現に受 けている 免許	公安委員会名	公安委員会													
	交付年月日	年 月 日 -													
	免許番号	第													
	免許種類	大 型	中 型	普 通	大 特	大 自 二	普 自 二	小 特	原 付	牽 <sup>引</sup>	大 二	中 二	普 二	大 特 二	牽 <sup>引</sup> 二

講習 手数料	
社会参 加選択 実車指 導選択	
通知 手数料	

備考 性別は、該当するものを○で囲むこと。

- 附 則  
(施行期日)
- この規則は、平成 19 年 6 月 2 日から施行する。  
(経過措置)
  - この規則施行の際現にあるこの規則による改正前の様式（以下「旧様式」という。）により使用されている書類は、この規則による改正後の様式によるものとみなす。
  - この規則の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

**熊本県公安委員会告示第 8 号**

熊本県道路交通規則（昭和 47 年熊本県公安委員会規則第 1 号）第 41 条第 3 項の規定に基づき、道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号。以下「法」という。）第 108 条の 2 第 1 項第 3 号、第 4 号、第 5 号、第 6 号、第 7 号、第 8 号、第 11 号、第 12 号及び第 13 号に規定

する講習を行う場所、期日及び受付時間を次のとおり定め、平成 19 年 6 月 2 日から施行する。

なお、平成 14 年 5 月 24 日熊本県公安委員会告示第 7 号（道路交通法第 108 条の 2 第 1 項第 3 号、第 4 号、第 5 号、第 6 号、第 7 号、第 8 号、第 8 号の 2、第 11 号、第 12 号及び第 13 号に規定する講習を行う場所、期日及び受付時間）は、平成 19 年 6 月 1 日限り、廃止する。

平成 19 年 6 月 1 日

熊本県公安委員会委員長 武藤 徳子

- 1 法第 108 条の 2 第 1 項第 3 号に規定する講習を行う場所、期日及び受付時間は、それぞれ次のとおりとする。

(1) 短期停止処分者講習（6 時間）

場 所	期 日	受 付 時 間
熊本県運転免許センター (菊池郡菊陽町大字辛川 2655 番地)	月曜日から金曜日まで	午前 8 時 30 分から同 9 時 20 分まで

(2) 中期停止処分者講習初日（6 時間）及び長期停止処分者講習初日（6 時間）

場 所	期 日	受 付 時 間
熊本県運転免許センター (菊池郡菊陽町大字辛川 2655 番地)	月曜日、水曜日及び金曜日	午前 8 時 30 分から同 9 時 20 分まで

(3) 中期停止処分者講習 2 日目（4 時間）

場 所	期 日	受 付 時 間
熊本県運転免許センター (菊池郡菊陽町大字辛川 2655 番地)	木曜日	午前 8 時 30 分から同 9 時 20 分まで

(4) 長期停止処分者講習 2 日目（6 時間）

場 所	期 日	受 付 時 間
熊本県運転免許センター (菊池郡菊陽町大字辛川 2655 番地)	火曜日	午前 8 時 30 分から同 9 時 20 分まで

- 2 法第 108 条の 2 第 1 項第 4 号に規定する講習を行う場所、期日及び受付時間は、次のとおりとする。

(1) 大型免許

場 所	期 日	受 付 時 間
八代ドライビングスクール (八代市平山新町 5338 番地)	木曜日及び金曜日	午後 0 時 20 分から同 0 時 50 分まで
八代自動車学校 (八代市井上町 91 番地)	第 1 及び第 3 土曜日	午後 0 時 50 分から同 1 時 10 分まで
熊本自動車学園 (熊本市戸島西五丁目 1 番 10 号)	金曜日	午前 8 時 30 分から同 9 時 00 分まで
大矢野自動車学校 (上天草市大矢野町中 2443 番地 2)	第 2 及び第 3 木曜日	午前 8 時 30 分から同 8 時 55 分まで

(2) 中型免許

場 所	期 日	受 付 時 間
荒尾自動車学校 (荒尾市川登 1801 番地 2)	第 2 及び第 4 月曜日	午前 8 時 30 分から同 9 時 00 分まで
八代ドライビングスクール (八代市平山新町 5338 番地)	木曜日及び金曜日	午後 0 時 20 分から同 0 時 50 分まで
八代自動車学校 (八代市井上町 91 番地)	第 2 及び第 4 土曜日	午後 0 時 50 分から同 1 時 10 分まで
大洋自動車学校 (玉名市向津留 532 番地)	水曜日	午前 8 時 30 分から同 9 時 30 分まで
熊本自動車学園 (熊本市戸島西五丁目 1 番 10 号)	金曜日	午前 8 時 30 分から同 9 時 00 分まで
阿蘇自動車学校	第 3 月曜日	午前 9 時 00 分から同 9 時 20 分まで

(阿蘇市一の宮町宮地 4507 番地 3)		分まで
大矢野自動車学校 (上天草市大矢野町中 2443 番地 2)	第 2 及び第 3 木曜日	午前 8 時 30 分から同 8 時 55 分まで
牛深自動車学校 (天草市久玉町南神鳴子 5532 番地)	土曜日	午前 8 時 30 分から同 8 時 50 分まで

## (3) 普通免許

場 所	期 日	受 付 時 間
上熊本三陽自動車学校 (熊本市上熊本三丁目 26 番 3 号)	水曜日	午前 8 時 00 分から同 8 時 30 分まで
熊本自動車学園 (熊本市戸島西五丁目 1 番 10 号)	第 1 及び第 3 火曜日	午前 8 時 30 分から同 9 時 00 分まで
熊本ドライビングスクール (熊本市楠六丁目 6 番 25 号)	土曜日	午前 8 時 30 分から同 9 時 00 分まで
三陽自動車学校 (熊本市田崎二丁目 1 番 11 号)	水曜日	午前 9 時 00 分から同 9 時 30 分まで
中央自動車学校 (熊本市坪井六丁目 10 番 1 号)	水曜日	午前 8 時 30 分から同 9 時 00 分まで
寺原自動車学校 (熊本市壺川二丁目 3 番 78 号)	火曜日及び木曜日	午前 8 時 30 分から同 8 時 50 分まで
大洋自動車学校 (玉名市向津留 532 番地)	水曜日	午前 8 時 30 分から同 9 時 00 分まで
荒尾自動車学校 (荒尾市川登 1801 番地 2)	第 2 及び第 4 月曜日	午前 8 時 30 分から同 9 時 00 分まで
荒尾第二自動車学校 (荒尾市万田 947 番地 1)	第 2 及び第 4 火曜日	午前 8 時 30 分から同 9 時 00 分まで
植木自動車学校 (鹿本郡植木町投刀塚 320 番地 1)	水曜日	午前 8 時 30 分から同 9 時 00 分まで
菊池自動車学校 (菊池市木柑子 1427 番地)	火曜日	午前 8 時 50 分から同 9 時 20 分まで
菊陽自動車学校 (菊池郡菊陽町大字原水 1430 番地)	水曜日	午前 8 時 30 分から同 9 時 00 分まで
城北自動車学校 (菊池市泗水町吉富 300 番地 39)	木曜日	午前 8 時 50 分から同 9 時 20 分まで
阿蘇自動車学校 (阿蘇市一の宮町宮地 4507 番地 3)	第 2 月曜日	午前 8 時 40 分から同 9 時 10 分まで
熊本バス自動車学校 (上益城郡御船町大字木倉 175 番地)	火曜日	午前 9 時 00 分から同 9 時 20 分まで
熊本南自動車学校 (宇土市松山町 2300 番地)	木曜日	午前 8 時 30 分から同 9 時 00 分まで
八代自動車学校 (八代市井上町 91 番地)	第 2 水曜日	午前 8 時 30 分から同 9 時 00 分まで
八代ドライビングスクール (八代市平山新町 5338 番地)	水曜日	午前 8 時 30 分から同 8 時 50 分まで
人吉自動車学校 (人吉市鶴田町 875 番地)	水曜日	午前 8 時 30 分から同 9 時 00 分まで
天草自動車学校 (天草市亀場町亀川 70 番地 4)	第 3 木曜日	午前 8 時 50 分から同 9 時 20 分まで

大矢野自動車学校 (上天草市大矢野町中 2443 番地 2)	第 2 及び第 3 木曜日	午前 8 時 30 分から同 8 時 50 分まで
牛深自動車学校 (天草市久玉町南神鳴子 5532 番地)	第 3 火曜日	午前 9 時 30 分から同 10 時 00 分まで

3 法第 108 条の 2 第 1 項第 5 号に規定する講習を行う場所、期日及び受付時間は、次のとおりとする。

(1) 大型二輪免許

場 所	期 日	受 付 時 間
寺原自動車学校 (熊本市壺川二丁目 3 番 78 号)	火曜日及び木曜日	午前 8 時 40 分から同 9 時 10 分まで
菊陽自動車学校 (菊池郡菊陽町大字原水 1430 番地)	土曜日	午前 8 時 30 分から同 9 時 00 分まで
八代ドライビングスクール (八代市平山新町 5338 番地)	火曜日及び金曜日	午前 8 時 40 分から同 9 時 00 分まで
天草自動車学校 (天草市亀場町亀川 70 番地 4)	月曜日及び木曜日	午前 8 時 50 分から同 9 時 20 分まで
菊池自動車学校 (菊池市木柑子 1427 番地)	火曜日	午前 8 時 50 分から同 9 時 20 分まで

(2) 普通二輪免許

場 所	期 日	受 付 時 間
熊本ドライビングスクール (熊本市楠六丁目 6 番 25 号)	土曜日	午前 8 時 30 分から同 9 時 00 分まで
寺原自動車学校 (熊本市壺川二丁目 3 番 78 号)	火曜日及び木曜日	午前 8 時 40 分から同 9 時 10 分まで
菊池自動車学校 (菊池市木柑子 1427 番地)	火曜日	午前 8 時 50 分から同 9 時 20 分まで
菊陽自動車学校 (菊池郡菊陽町大字原水 1430 番地)	土曜日	午前 8 時 30 分から同 9 時 00 分まで
八代ドライビングスクール (八代市平山新町 5338 番地)	火曜日及び金曜日	午前 8 時 40 分から同 9 時 00 分まで
天草自動車学校 (天草市亀場町亀川 70 番地 4)	月曜日及び木曜日	午前 8 時 50 分から同 9 時 20 分まで

4 法第 108 条の 2 第 1 項第 6 号に規定する講習を行う場所、期日及び受付時間は、次のとおりとする。

場 所	期 日	受 付 時 間
熊本県運転免許センター (菊池郡菊陽町大字辛川 2655 番地)	月曜日から金曜日まで	午後 1 時 00 分から同 1 時 30 分まで
阿蘇自動車学校 (阿蘇市一の宮町宮地 4507 番地 3)	第 2 水曜日	午後 0 時 30 分から同 1 時 00 分まで
矢部自動車練習所 (上益城郡山都町千滝 441 番地)	第 1 火曜日	午後 0 時 30 分から同 1 時 00 分まで
人吉自動車学校 (人吉市鶴田町 875 番地)	第 3 水曜日	午後 0 時 30 分から同 1 時 00 分まで
天草自動車学校 (天草市亀場町亀川 70 番地 4)	第 2 木曜日	午後 0 時 30 分から同 1 時 00 分まで

5 法第 108 条の 2 第 1 項第 7 号に規定する講習を行う場所、期日及び受付時間は、次のとおりとする。

(1) 大型旅客車講習

場 所	期 日	受 付 時 間

熊本自動車学園 (熊本市戸島西五丁目 1 番 10 号)	木曜日	午前 8 時 30 分から同 9 時 00 分まで
八代ドライビングスクール (八代市平山新町 5338 番地)	水曜日	午後 0 時 00 分から同 1 時 00 分まで

## (2) 中型旅客車講習

場 所	期 日	受 付 時 間
熊本自動車学園 (熊本市戸島西五丁目 1 番 10 号)	水曜日及び木曜日	午前 8 時 30 分から同 9 時 00 分まで
八代ドライビングスクール (八代市平山新町 5338 番地)	火曜日及び水曜日	午前 8 時 20 分から同 8 時 50 分まで

## (3) 普通旅客車講習

場 所	期 日	受 付 時 間
熊本自動車学園 (熊本市戸島西五丁目 1 番 10 号)	木曜日	午前 8 時 30 分から同 9 時 00 分まで
寺原自動車学校 (熊本市壺川二丁目 3 番 78 号)	木曜日	午前 9 時 00 分から同 9 時 20 分まで
八代ドライビングスクール (八代市平山新町 5338 番地)	水曜日	午後 0 時 00 分から同 1 時 00 分まで
天草自動車学校 (天草市亀場町亀川 70 番地 4)	火曜日	午前 8 時 30 分から同 8 時 55 分まで
八代自動車学校 (八代市井上町 91 番地)	金曜日	午前 8 時 30 分から同 9 時 00 分まで
水俣自動車学校 (水俣市山手町一丁目 8 番 1 号)	月曜日	午前 10 時 00 分から同 10 時 30 分まで
菊池自動車学校 (菊池市木柑子 1427 番地)	水曜日	午前 8 時 50 分から同 9 時 20 分まで

6 法第 108 条の 2 第 1 項第 8 号に規定する講習で大型免許及び中型免許に係るものを行う場所、期日及び受付時間は、次のとおりとする。

## (1) 大型免許に関する講習

場 所	期 日	受 付 時 間
八代ドライビングスクール (八代市平山新町 5338 番地)	木曜日	午前 8 時 30 分から同 8 時 50 分まで
八代自動車学校 (八代市井上町 91 番地)	第 1 及び第 3 土曜日	午前 9 時 00 分から同 9 時 20 分まで
熊本自動車学園 (熊本市戸島西五丁目 1 番 10 号)	金曜日	午前 8 時 30 分から同 9 時 00 分まで
大矢野自動車学校 (上天草市大矢野町中 2443 番地 2)	第 2 及び第 3 木曜日	午前 8 時 30 分から同 8 時 55 分まで

## (2) 中型免許に関する講習

場 所	期 日	受 付 時 間
荒尾自動車学校 (荒尾市川登 1801 番地 2)	第 2 及び第 4 月曜日	午前 8 時 30 分から同 9 時 00 分まで
八代ドライビングスクール (八代市平山新町 5338 番地)	木曜日	午前 8 時 30 分から同 8 時 50 分まで
八代自動車学校 (八代市井上町 91 番地)	第 2 及び第 4 土曜日	午前 9 時 00 分から同 9 時 20 分まで
大洋自動車学校 (玉名市向津留 532 番地)	水曜日	午前 8 時 30 分から同 9 時 30 分まで

熊本自動車学園 (熊本市戸島西五丁目 1 番 10 号)	金曜日	午前 8 時 30 分から同 9 時 00 分まで
阿蘇自動車学校 (阿蘇市一の宮町宮地 4507 番地 3)	第 3 月曜日	午前 9 時 00 分から同 9 時 20 分まで
大矢野自動車学校 (上天草市大矢野町中 2443 番地 2)	第 2 及び第 3 木曜日	午前 8 時 30 分から同 8 時 55 分まで
牛深自動車学校 (天草市久玉町南神鳴子 5532 番地)	土曜日	午前 8 時 30 分から同 8 時 50 分まで

7 法第 108 条の 2 第 1 項第 8 号に規定する講習で、普通免許、大型二輪免許及び普通二輪免許に係るものを行う場所、期日及び受付時間は、次のとおりとする。

場 所	期 日	受 付 時 間
上熊本三陽自動車学校 (熊本市上熊本三丁目 26 番 3 号)	水曜日	午前 8 時 00 分から同 8 時 30 分まで
熊本自動車学園 (熊本市戸島西五丁目 1 番 10 号)	第 1 及び第 3 火曜日	午前 8 時 30 分から同 9 時 00 分まで
熊本ドライビングスクール (熊本市楠六丁目 6 番 25 号)	土曜日	午前 8 時 30 分から同 9 時 00 分まで
三陽自動車学校 (熊本市田崎二丁目 1 番 11 号)	水曜日	午前 9 時 00 分から同 9 時 30 分まで
中央自動車学校 (熊本市坪井六丁目 10 番 1 号)	水曜日	午前 8 時 30 分から同 9 時 00 分まで
寺原自動車学校 (熊本市壺川二丁目 3 番 78 号)	火曜日及び木曜日	午前 8 時 30 分から同 8 時 50 分まで (普通車講習受講者に限る。) 午前 8 時 40 分から同 9 時 10 分まで (大型二輪車講習及び普通二輪車受講者に限る。)
大洋自動車学校 (玉名市向津留 532 番地)	水曜日	午前 8 時 30 分から同 9 時 00 分まで
荒尾自動車学校 (荒尾市川登 1801 番地 2)	第 2 及び第 4 月曜日	午前 8 時 30 分から同 9 時 00 分まで
荒尾第二自動車学校 (荒尾市万田 947 番地 1)	第 2 及び第 4 火曜日	午前 8 時 30 分から同 9 時 00 分まで
植木自動車学校 (鹿本郡植木町投刀塚 320 番地 1)	水曜日	午前 8 時 30 分から同 9 時 00 分まで
菊池自動車学校 (菊池市木柑子 1427 番地)	火曜日	午前 8 時 50 分から同 9 時 20 分まで
菊陽自動車学校 (菊池郡菊陽町大字原水 1430 番地)	水曜日及び土曜日	午前 8 時 30 分から同 9 時 00 分まで
城北自動車学校 (菊池市泗水町吉富 300 番地 39)	木曜日	午前 8 時 50 分から同 9 時 20 分まで
阿蘇自動車学校 (阿蘇市一の宮町宮地 4507 番地 3)	第 2 月曜日	午前 8 時 40 分から同 9 時 10 分まで
熊本バス自動車学校 (上益城郡御船町大字木倉 175 番地)	火曜日	午前 9 時 00 分から同 9 時 20 分まで
熊本南自動車学校 (宇土市松山町 2300 番地)	木曜日	午前 8 時 30 分から同 9 時 00 分まで
八代自動車学校 (八代市井上町 91 番地)	第 2 水曜日	午前 8 時 30 分から同 9 時 00 分まで

八代ドライビングスクール (八代市平山新町 5338 番地)	火曜日及び金曜日	午前 8 時 40 分から同 9 時 00 分まで
	水曜日	午前 8 時 30 分から同 8 時 50 分まで
人吉自動車学校 (人吉市鶴田町 875 番地)	水曜日	午前 8 時 30 分から同 9 時 00 分まで
天草自動車学校 (天草市亀場町亀川 70 番地 4)	月曜日及び木曜日	午前 8 時 50 分から同 9 時 20 分まで
大矢野自動車学校 (上天草市大矢野町中 2443 番地 2)	第 2 及び第 3 木曜日	午前 8 時 30 分から同 8 時 55 分まで
牛深自動車学校 (天草市久玉町南神鳴子 5532 番地)	第 3 火曜日	午前 9 時 30 分から同 10 時 00 分まで

8 法第 108 条の 2 第 1 項第 8 号に規定する講習で、大型第二種免許、中型第二種免許及び普通第二種免許に係るものを行う場所、期日及び受付時間は、次のとおりとする。

(1) 大型第二種免許に関する講習

場 所	期 日	受 付 時 間
熊本自動車学園 (熊本市戸島西五丁目 1 番 10 号)	水曜日	午前 8 時 30 分から同 9 時 00 分まで
八代ドライビングスクール (八代市平山新町 5338 番地)	火曜日	午後 0 時 00 分から同 1 時 00 分まで

(2) 中型第二種免許に関する講習

場 所	期 日	受 付 時 間
熊本自動車学園 (熊本市戸島西五丁目 1 番 10 号)	水曜日	午前 8 時 30 分から同 9 時 00 分まで
八代ドライビングスクール (八代市平山新町 5338 番地)	火曜日	午前 8 時 20 分から同 8 時 50 分まで

(3) 普通第二種免許に関する講習

場 所	期 日	受 付 時 間
熊本自動車学園 (熊本市戸島西五丁目 1 番 10 号)	水曜日	午前 8 時 30 分から同 9 時 00 分まで
寺原自動車学校 (熊本市壺川二丁目 3 番 78 号)	水曜日	午前 9 時 00 分から同 9 時 20 分まで
八代ドライビングスクール (八代市平山新町 5338 番地)	火曜日	午後 0 時 00 分から同 1 時 00 分まで
天草自動車学校 (天草市亀場町亀川 70 番地 4)	水曜日	午前 8 時 30 分から同 8 時 55 分まで
八代自動車学校 (八代市井上町 91 番地)	木曜日	午前 8 時 30 分から同 9 時 00 分まで
水俣自動車学校 (水俣市山手町一丁目 8 番 1 号)	火曜日	午前 9 時 00 分から同 9 時 30 分まで
菊池自動車学校 (菊池市木柑子 1427 番地)	木曜日	午前 8 時 50 分から同 9 時 20 分まで

9 法第 108 条の 2 第 1 項第 11 号に規定する講習を行う場所、期日及び受付時間は、次のとおりとする。

(1) 優良運転者に対する講習

場 所	期 日	受 付 時 間
熊本県運転免許センター (菊池郡菊陽町大字辛川 2655 番地)	日曜日から金曜日まで	午前 8 時 30 分から同 10 時 30 分まで

		午後 1 時 00 分から同 3 時 00 分まで
住所地为管轄する警察署（熊本北、熊本南、熊本東、大津及び御船の各警察署を除く。）	指定された日	午前 8 時 30 分から同 11 時 30 分まで 午後 1 時 00 分から同 4 時 30 分まで

## (2) 一般運転者及び違反運転者等に対する講習

場 所	期 日	受 付 時 間
熊本県運転免許センター (菊池郡菊陽町大字辛川 2655 番地)	日曜日から金曜日まで	午前 8 時 30 分から同 9 時 30 分まで 午後 1 時 00 分から同 2 時 00 分まで
住所地为管轄する警察署（熊本北、熊本南、熊本東、大津及び御船の各警察署を除く。）	指定された日	午前 8 時 30 分から同 11 時 30 分まで 午後 1 時 00 分から同 4 時 30 分まで

10 法第 108 条の 2 第 1 項第 12 号に規定する講習を行う場所、期日及び受付時間は、次のとおりとする。

場 所	期 日	受 付 時 間
上熊本三陽自動車学校 (熊本市上熊本三丁目 26 番 3 号)	火曜日、木曜日及び金曜日	午後 1 時 00 分から同 1 時 30 分まで
熊本自動車学園 (熊本市戸島西五丁目 1 番 10 号)	火曜日、金曜日及び土曜日	
熊本ドライビングスクール (熊本市楠六丁目 6 番 25 号)	水曜日から金曜日まで	
三陽自動車学校 (熊本市田崎二丁目 1 番 11 号)	火曜日、水曜日及び金曜日	
中央自動車学校 (熊本市坪井六丁目 10 番 1 号)	月曜日から金曜日まで	
寺原自動車学校 (熊本市壺川二丁目 3 番 78 号)	日曜日、火曜日及び金曜日	
大洋自動車学校 (玉名市向津留 532 番地)	火曜日及び木曜日	
大洋第二自動車学校 (玉名市築地 761 番地)	水曜日及び金曜日	
荒尾自動車学校 (荒尾市川登 1801 番地 2)	月曜日、水曜日及び金曜日	
荒尾第二自動車学校 (荒尾市万田 947 番地 1)	火曜日及び木曜日	
植木自動車学校 (鹿本郡植木町投刀塚 320 番地 1)	水曜日、金曜日及び土曜日	
菊池自動車学校 (菊池市木柑子 1427 番地)	火曜日、木曜日及び土曜日	
菊陽自動車学校 (菊池郡菊陽町大字原水 1430 番地)	月曜日、火曜日及び木曜日	
城北自動車学校 (菊池市泗水町吉富 300 番地 39)	火曜日、木曜日及び土曜日	
阿蘇自動車学校	水曜日、金曜日及び土曜日	

(阿蘇市一の宮町宮地 4507 番地 3)	日
熊本バス自動車学校 (上益城郡御船町大字木倉 175 番地)	水曜日、金曜日及び土曜日
矢部自動車練習所 (上益城郡山都町千滝 441 番地)	月曜日、水曜日及び金曜日
熊本南自動車学校 (宇土市松山町 2300 番地)	月曜日、火曜日、木曜日 及び土曜日
豊福自動車教習所 (宇城市松橋町両仲間 64 番地 1)	月曜日、水曜日及び金曜日
八代自動車学校 (八代市井上町 91 番地)	月曜日、木曜日及び土曜日
八代ドライビングスクール (八代市平山新町 5338 番地)	月曜日、水曜日、木曜日 及び土曜日
水俣自動車学校 (水俣市山手町一丁目 8 番 1 号)	月曜日、木曜日及び土曜日
人吉自動車学校 (人吉市鶴田町 875 番地)	月曜日、木曜日及び土曜日
中球磨モータースクール (球磨郡あさぎり町免田西 381 番地)	日曜日、水曜日及び土曜日
多良木自動車学園 (球磨郡多良木町黒肥地 310 番地)	月曜日、火曜日及び金曜日
天草自動車学校 (天草市亀場町亀川 70 番地 4)	火曜日から土曜日まで
大矢野自動車学校 (上天草市大矢野町中 2443 番地 2)	火曜日、水曜日、金曜日 及び土曜日
牛深自動車学校 (天草市久玉町南神鳴子 5532 番地)	火曜日、木曜日及び土曜日
倉岳自動車学校 (天草市倉岳町棚底 2400 番地)	火曜日、木曜日及び金曜日

11 法第 108 条の 2 第 1 項第 13 号に規定する講習を行う場所、期日及び受付時間は、次のとおりとする。

場 所	期 日	受 付 時 間
熊本県運転免許センター (菊池郡菊陽町大字辛川 2655 番地)	月曜日から金曜日まで	午前 8 時 30 分から同 9 時 00 分まで

12 講習を行わない日は、次のとおりとする。

- (1) 国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）第 3 条に規定する休日
- (2) 12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日までの日（前号に掲げる日を除く。）
- (3) 災害その他やむを得ない事情のある日

13 1 から 11 までに掲げる講習を行う場所、期日及び受付時間は、気象状況その他のやむを得ない理由があるときは変更することがある。

**熊本県公安委員会告示第 9 号**

指定講習機関に関する規則（平成 2 年国家公安委員会規則第 1 号）第 4 条第 1 項の規定により、指定講習機関から次のように変更の届出があったので、同規則第 4 条第 2 項の規定により告示する。

平成 19 年 6 月 1 日

熊本県公安委員会委員長 武藤 徳子

名称、住所及び代表者の氏名	特定講習の業務を行う事務所の名称及び所在地	特定講習の種別	変更事項	変更後の内容	変更年月日
有限会社サン自動	水俣自動車学校	初心運転者講	代表者の氏名	原田 日路吏	平成 19 年 4 月

車興業 水俣市汐見町一丁目 5 番 45 号 目代 裕彦	水俣市山手町一丁目 8 番 1 号	習		1 日
------------------------------------	-------------------	---	--	-----

**熊本県公安委員会告示第 10 号**

平成 14 年 5 月 24 日熊本県公安委員会告示第 9 号（熊本県道路交通規則第 28 条の規定に基づき、運転免許試験、検査、再試験、限定の全部又は一部の解除の審査及び緊急自動車の運転資格の審査を行う場所、期日及び受付時間）の一部を次のように改正し、平成 19 年 6 月 2 日から施行する。

平成 19 年 6 月 1 日

熊本県公安委員会委員長 武藤 徳子

1 の項（1）の表以外の部分中「大型二種免許、普通二種免許」を「大型第二種免許、中型第二種免許、普通第二種免許」に改め、「大型免許」の次に「、中型免許」を、「大型仮免許」の次に「、中型仮免許」を加え、同項（1）の（注）中「大型免許」の次に「、中型免許」を加え、同項（6）中「大型特殊二種免許」を「大型特殊第二種免許」に改め、同項（7）中「けん引二種免許」を「牽引第二種免許」に、「けん引免許」を「牽引免許」に改める。

4 の項中（3）を（4）とし、同項（2）中「12 月 28 日」を「12 月 29 日」に、「1 月 4 日」を「1 月 3 日」に改め、同項（2）を同項（3）とし、同項（1）中「第 3 条」を削り、同項（1）を同項（2）とし、同項に（1）として次のように加える。

（1） 日曜日及び土曜日

**熊本県公安委員会告示第 11 号**

運転免許取得者教育の認定に関する規則（平成 12 年国家公安委員会規則第 4 号）第 7 条第 1 項の規定により、認定教育実施者から次のように変更の届出があったので、同規則第 7 条第 2 項の規定により告示する。

平成 19 年 6 月 1 日

熊本県公安委員会委員長 武藤 徳子

名称、住所及び代表者の氏名	使用する施設の名称及び所在地	変更事項	変更後の内容	変更年月日
有限会社サン自動車興業 水俣市汐見町一丁目 5 番 45 号 目代 裕彦	水俣自動車学校 水俣市山手町一丁目 8 番 1 号	代表者の氏名	原田 日路吏	平成 19 年 4 月 1 日

**熊本県警察本部告示第 2 号**

平成 14 年 1 月 11 日本部告示第 1 号（熊本県運転免許センター運転免許試験コース使用許可規程）の一部を次のように改正し、平成 19 年 6 月 2 日から施行する。

平成 19 年 6 月 1 日

熊本県警察本部長 横 内 泉

第 2 条中「大型自動車第 1 種免許、普通自動車第 1 種免許、大型自動二輪車免許又は普通自動二輪車免許」を「大型免許、中型免許、普通免許、大型二輪免許又は普通二輪免許」に、「普通自動車第 1 種免許を既に取得している者で」を「普通免許を既に取得している者で」に改める。

第 6 条中「大型自動車」の次に「、中型自動車」を加える。

